

国の地方バス路線維持費補助制度の概要

【生活交通路線維持費補助】

地域協議会で必要と認められ、都道府県が指定する生活交通路線の維持・確保について、国と都道府県が協調して支援

- 「生活交通路線」とは、複数市町村にまたがり、キロ程が10 km 以上、1日の輸送量が15人～150人、1日の運行回数が3回以上等の要件を満たす広域的・幹線的な路線

○ 路線維持費補助及び車両購入費補助

< 補助対象事業者の要件 > 乗合バス事業者

< 補助対象経費（国＋都道府県） >

（路線維持費補助）

補助対象経常費用と経常収益の差額（補助対象系統ごと）

ただし、一定の限度額を設定

（車両購入費補助）

実費購入費から10%を控除した額

ただし、一定の限度額を設定

< 負担率 >

国1/2、都道府県1/2を補助。（国は都道府県が交付する額を限度）

【特別指定生活路線運行費補助】

都道府県が指定する特別指定生活路線の運行について、国と都道府県等が協調して支援

- 「特別指定生活路線」とは、生活交通路線又は鉄道駅等に接続する路線において先駆的な取組み（スクールバス等との一元化、路線の再編による効率化等）を行う路線

○ 路線運行費補助及び車両購入費補助

< 補助対象事業者の要件 > 乗合バス事業者及び市町村（貸切バス事業者に委託する場合を含む）

< 補助対象経費（国＋都道府県＋市町村分） >

（路線運行費補助）

補助対象費用と運送収益の差額（補助対象系統ごと）

ただし、一定の限度額を設定

（車両購入費補助）

実費購入費から10%を控除した額

ただし一定の限度額を設定

< 負担率 >

国が1/2、都道府県＋市町村が1/2を補助（国は都道府県の補助する額（市町村からの補助がある場合は、市町村からの補助金額を加えた額）を限度）

< 参考 >

旧補助制度（～平成13年3月）は、需給調整規制を前提として、赤字事業者に対する事業者毎の補助であり、一定規模の輸送量がある路線に対して、路線維持費、車両購入費を補助

（注）平成15年度より、より地域に密着した効果的な施策が実施できるよう、都道府県を経由した補助制度から、地方運輸局を経由した補助制度（都道府県との協調補助）に改めている。